

農地法第5条届出

譲渡人と譲受人が連署で届け出ます。

届出書<様式第31号> 2部・添付書類1部

【確認事項】

- ・譲渡人の農地所有年数は原則3年以上(相続を除く)
- ・譲渡人・譲受人が所有する全ての農地に耕作放棄地・違反転用がないこと
- ・届出地は貸借・納税猶予の設定がないこと
- ・届出地は市街化区域であること

【添付書類】

- ・内容の審査・資格確認に必要ですので、■はかならず提出時に添付してください。□は条件により添付が必要なものの。なお追加提出等により受付が遅れたり、受理までに時間がかかったりする場合がありますのでご注意ください。

■土地登記全部事項証明書(原本)

- 権利部甲区の権利者が死亡の場合・・・相続人全員の同意及び被相続人の出生から死亡までの戸除・原戸籍謄本(原本)及び相続関係図
- 住所が相違の場合・・・住民票抄本(原本)
- 氏名が相違の場合・・・戸籍抄本(原本)
- 成年後見人の登記証明書(原本)・・・譲渡人が被後見人の場合

■法務局備え付け公図(原本)

- 閉鎖された地図に準ずる図面の写し(原本)・・・筆界未定地の場合

■位置図・・・申請地を明示した住宅地図

■委任状・・・譲渡人・譲受人以外の人が書類を提出される場合

- 始末書・・・追認の場合

- 地積測量図・・・土地の一部を転用・筆界未定地の場合

■現況写真・・・申請地を明示した写真

■土地改良区意見書(原本)・・・土地改良区・用水組合等がない場合は誓約書

- 放流同意書(原本)・・・建物の場合(土地改良区・用水組合等がない場合は誓約書)